

平成30年12月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	平成30年11月27日	
2	招 集 日	平成30年12月4日	
3	提出議案件数	11件	
		予 算	3件
		条 例	5件
		その他	3件
4	議案等件名		
	議案第97号	平成30年度西条市一般会計補正予算（第8回） の専決処分について	
	議案第98号	平成30年度西条市一般会計補正予算（第9回） について	別 冊
	議案第99号	平成30年度西条市国民健康保険特別会計補正 予算（第1回）について	
	議案第100号	平成30年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第2回）について	
	議案第101号	工事請負契約の締結について	
	議案第102号	工事請負契約の締結について	2
	議案第103号	西条市子育て交流センター設置及び管理条例に ついて	3
	議案第104号	西条市事務分掌条例の一部を改正する条例につ いて	5
	議案第105号	西条市職員の分限に関する手続及び効果に関す る条例の一部を改正する条例について	7
	議案第106号	西条市立学校設置条例の一部を改正する条例に ついて	8
	議案第107号	西条市下水道条例の一部を改正する条例につい て	9

議案第101号 工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提出の理由

西施住工第2号（仮称）新泉町団地1区整備工事の内建築主体工事について、請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年西条市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 工事番号

西施住工第2号

(2) 工事名

（仮称）新泉町団地1区整備工事の内建築主体工事

(3) 契約金額

580,770,000円

(4) 契約の相手方

西条市神拝甲132番地4

西条・山本共同企業体

代表者 西条建設株式会社

代表取締役 星 加 隆 夫

議案第102号 工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提出の理由

西教総工第15号西条西中学校屋内運動場整備工事の内建築主体工事について、請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年西条市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 工事番号

西教総工第15号

(2) 工事名

西条西中学校屋内運動場整備工事の内建築主体工事

(3) 契約金額

512,924,400円

(4) 契約の相手方

西条市喜多川209番地1

白石・弓山特定建設工事共同企業体

代表者 白石木材商工株式会社

代表取締役 白石 圭史郎

(子育て支援課)

1 提出の理由

平成31年4月に開設を予定している「西条市子育て交流センター」を運営していくに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 設置（第1条関係）

子育てに関する支援を行い、及び交流を図り、もって児童及び保護者の福祉の増進に資するために設置することとし、名称を「ここてらす こまつ（以下「センター」という。）」とする。

(2) 事業（第2条関係）

センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業に関すること。

イ 子育てに関する支援及び交流に関すること。

(3) 休館日（第4条関係）

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（こどもの日及び文化の日を除く。以下「休日」という。）

イ 12月29日から翌年の1月3日まで（休日を除く。）

ウ 木曜日（こどもの日及び文化の日並びに地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業において使用する場合を除く。）

(4) 開館時間（第5条関係）

午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 使用の資格（第6条関係）

センターを使用できる者は、次に掲げるものとする。

ア 児童及び保護者

イ 地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業に係る者

ウ 児童の健全育成を目的とする団体

エ その他市長が適当と認めるもの

(6) 使用の許可（第7条関係）

多目的室、多世代交流ホール及び屋外遊戯場（以下「多目的室等」という。）を使用しようとする者は、規則で定める場合を除き、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(7) 使用料（第8条関係）

多目的室等の使用料は、無料とする。

(8) 指定管理者による管理（第14条関係）

センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(職員課)

1 提出の理由

多様な行政課題等に迅速かつ的確に対応していくため、現行組織の定着化を図りつつ、更なる市政の進展に向け、子育て支援部門の拡充、市民生活部門の強化を図ることとし、スピード感を持って本市の将来を見据えた施策を展開していく組織体制を構築するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 部の再編（部の新設）

現行の部のうち、企画情報部を経営戦略部、市民生活部等に再編するとともに、保健福祉部を福祉部とこども健康部に分割し、市民環境部と上下水道部を環境部等に再編する。

(2) 部の再編に伴う各部における主な事務分掌の変更

ア 経営戦略部

現行の業務に市政の総合企画、総合調整に関する業務を加える。

イ 総務部

現行の業務に、情報化に関する業務を加える。

ウ 福祉部

現行の業務に、国民健康保険に関する業務を加え、保健衛生、地域医療、病院事業、体育振興に関する業務等を除く。

エ こども健康部

子育て支援、保健衛生、地域医療、病院事業、体育振興に関する業務等を所管する。

オ 市民生活部

地域振興、市民活動支援、戸籍、住民基本台帳、住民諸証明、国民年金、市民相談、人権擁護に関する業務等を所管する。

カ 環境部

現行の業務に下水道、水道に関する業務を加え、戸籍、住民基本台帳、住民諸証明、国民年金、市民相談に関する業務等を除く。

キ 産業経済部

現行の業務に、国際交流に関する業務等を加える。

3 施行期日

平成31年4月1日

議案第105号 西条市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
の一部を改正する条例について

(職員課)

1 提出の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定に基づき、失職の特例条項を追加するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

職員が禁錮以上の刑に処された場合、情状によりその職を失わないものとするができる。

3 施行期日

公布の日

議案第106号 西条市立学校設置条例の一部を改正する条例について

(教育総務課)

1 提出の理由

平成31年3月31日をもって西条市立浦山小学校を閉校とするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

別表第1中の西条市立浦山小学校の名称及び位置を削除する。

3 施行期日

平成31年4月1日

議案第107号 西条市下水道条例の一部を改正する条例について

(下水道業務課)

1 提出の理由

西条市下水道事業の健全な経営及び処理区間の利用者負担の公平性を確保するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条処理区の使用料を、11パーセント程度引き上げる。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年3月1日

(2) 適用区分

改定後の条例の規定は、平成31年4月及び5月分として徴収する下水道使用料の算定から適用する。